

平成 26 年 11 月 14 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

パブリックコメントへの意見（代行保険料率の算定に関する取扱い）について

平成 26 年 10 月 22 日付で意見募集のあった「「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正（案）」に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正（案）」に対する意見

| No. | 該当箇所 | 内 容 |
|-----|----------|---|
| 1 | 2. 改正の内容 | 厚生年金基金財政運営基準の別紙 1 および別紙 2 について、厚生年金本体の財政検証で使用した死亡率を用いて設定していると認識しているが、当該死亡率の算定方法は従前の方法から変更されているように思われる。算定方法に変更があるならば、当該算定方法の変更内容を教示していただきたい。 |
| 2 | 2. 改正の内容 | 厚生年金基金財政運営基準第 3-7-(1)-①-イ-(イ)および第 4-4-(2)-イ-(イ)中の、別表 2 に乗じる率の下限が男女とも「0.72」に変更されているが、当該変更の理由もしくは背景を教示していただきたい。 |

以 上